

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成 18 年 3 月 7 日制定

省略

令和 6 年 4 月 26 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が推奨するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）であって、第 3 条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する運送事業者とする。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

(1) 特定研修施設

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）又は地方トラック協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(2) 指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第 4 条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」及び「一般研修」とする。

(助成額)

第 5 条 助成する人数は 1 事業者原則 3 名を上限とし、助成金の額は別紙 1 のとおりとする。

(交通費)

第 6 条 助成の対象となる交通費は、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、別紙 1 のとおりとする。

(研修受講料)

第 7 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第 8 条 助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に沖ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申し込み)

第 9 条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式 1 及び様式 1 の(1)の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を沖ト協

会長に対して提出しなければならない。（全ト協指定研修の研修申し込みについては、全ト協要綱に準ずる）

（研修受講料の納入）

第10条 対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申し込みを取り下げたものとする。

（報告書及び助成金の請求）

第11条 助成対象事業者は教育訓練実施後7日以内に、様式2及び様式2の(1)の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）を沖ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例等による「研修参加報告書」、研修受講料及び交通費に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支給）

第12条 前条により請求を受けた沖ト協は、助成対象事業者に対して適切な時期に助成金を支給する。

（取下げ）

第13条 助成対象事業者が第9条に基づく申し込みを取り下げるときは、研修受講開始の7日前までに沖ト協会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第14条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部または全額を負担しなければならない。

(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申し込みを取り下げたとき

(2) 特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないかまたは受講を途中で中止したとき

(3) 第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき

(4) 研修または手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、または不適切な行為等があったとき

（その他の注意事項）

第15条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

2 研修期間中に生じた事故については、研修施設及び沖ト協では一切の責任を負わない。

3 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

（附則）（平成19年3月13日）

第1条 本要綱は平成19年4月1日より適用する、

第2条 改正前の要綱（平成18年3月7日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）（平成18年3月7日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

(附則)(平成19年3月13日)

第1条 本要綱は平成19年4月1日より適用する、

第2条 改正前の要綱(平成18年3月7日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成20年3月4日)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成19年3月13日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成21年3月9日)

第1条 本要綱は平成21年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成20年3月4日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成22年3月10日)

第1条 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成21年3月9日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成23年4月20日)

第1条 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成22年3月10日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成23年4月20日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)(平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則)(平成30年4月25日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則)(平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則)(令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。